

## 「秦野市公共施設再配置計画」についての意見書



秦野市役所 HP に、

「公共施設の再配置に対する意見・質問」をパブコメ期間外でも受け付けるとありましたので、以下、公民館利用者としての意見を申し述べます。

### (1) 再配置に関わる費用の負担（現公民館利用者の負担分）について

「再配置計画」では、現在の公民館の再建は行わず、複合化施設のなかに、公民館が果たしてきた機能を組み込むことになっていますが、その建設資金の一部に充てる為、現公民館の利用料に、「公民館の減価償却費相当分」の上乗せがなされることが予定されていると理解しております。（公共施設整備基金を通じて）

新しい複合化施設のなかで、従来公民館が果たしてきた機能がどの程度（面積、部屋数、設備等）確保できるのかについては十分な説明もないまま、現公民館利用者から複合化施設建設の費用の一部を徴収することは、その負担額が大きいことから納得しがたいものとなっています。

複合化施設は従来の公民館の再建ではないことから、市民全体で将来の市民全体の負担を軽くするよう、即ち市財政の範囲で行うべきものと考えます。

現公民館の維持管理については、利用率 50%を前提とした利用者負担増は、現に利用の為に発生している費用ですから市の財政状況からみて、受忍し得る範囲ではあると思いますが、これに更に上乗せをして、将来の「再配置計画」の費用を、現在の公民館利用者から、税徴収分に加えて徴収するのは妥当ではないと思います。

### (2) 「施設減価償却費」について

① 「利用者負担の適正化方針」のなかで、減価償却費は定率法で計算されているようですが、当然に年とともに低減する筈のものです。一方、利用料は一旦決めれば年ごとに改訂されるものではなく、「減価償却費を含めたトータルコスト」で利用料を決めるとの説明には矛盾があります。

② そもそも市の公会計には「原価償却費」というものが存在しないのではないのでしょうか？あたかも現にそのような費用が発生しているということを思わせる「フルコスト」という言葉で、利用者の納得をとりつけようとする説明は公正さを欠くように思います。

③ 勿論、人口減少の傾向のなかで、企業会計の「原価償却費」の”考え方”を導入して、起債によるのではなく「原価償却費」として内部留保に貯めた資金を将来の再建費用に充てる

という意図は理解できます。しかし、もしそうであるなら、利用料金に「原価償却費相当分」の1/3を上乗せするだけでなく、一般会計からも「原価償却費相当分」の2/3を「公共施設整備基金」に繰り入れなければ、片手落ちで、市の説明による1/3の応分負担の原則にも反することになります。現在の利用者だけに、再建用費用の一部負担を求めただけで、市の財政負担分は先送りになり、結局その分は建設債によることになってしまうのではないのでしょうか。（市の説明資料を精読しましたが、一般会計から「減価償却費相当分」に関わる金額の基金への繰り入れについては記載されていません。）

歳入歳出からの剰余金を「財政調整基金」に繰り入れ、44億円の蓄えとなっていますが、「公共施設整備基金」との分配が低すぎるように思います。

逆に市が「原価償却費相当分」の全額（利用者からの徴収と一般会計からの繰り入れ）を基金に蓄積して公共施設の再建資金を確保することをしないのであれば（しなくとも済むのであれば）、現利用者に上積みで課そうとする「減価償却費相当分」の額は過度なものと言わざるをえません。

- ④ 仮に公民館の利用料として現在の利用者から「公民館の原価償却費相当分」を上乗せ徴収するのであれば、この上乗せ分は「公民館」の再建若しくは複合化施設における“公民館機能”の確保に充当されなければおかしいですが、この上乗せ分が積み立てられる「公共施設整備基金」での「公共施設」の定義は曖昧で、義務教育の学校施設、さらに道路、橋梁を含む広範囲なものを含むものと受け取れます。

市の方針には「更新の最優先は、義務教育など最重要機能だけ」とあることから、利用者を納得させた理由とは別な使われ方がなされる可能性があることになります。

市が公民館利用者団体の代表者に実施したアンケートで、負担増反対が34%を占めるなかで、「施設維持の為なら・・・大規模修繕や建て替えの為の費用が使用料に上乗せは・・・ある程度なら仕方がない・・・」との意見が47%あったことなどを捉えて、「負担増を容認する意見が多くみられます」としてはいますが、この47%の容認意見もあくまでもこの上乗せは、“現状施設の再建”もしくは“機能の維持”を前提としたものであったはずです。

仮に公民館の利用料として現在の利用者から「公民館の原価償却費相当分」を上乗せ徴収しようとするのであれば、市は公共施設全体の31.3%減のなかで、“公民館機能”の維持（面積、部屋数等）の具体的内容を明示すべきものと考えます。